

# 県の施策推進の方策

## 資料 3

I-1- (1) -①	身近な地域における福祉サービスの推進体制の整備	日常生活の中で抱える困りごとを相互に助け合うサービスの提供体制の構築や自治会福祉部の設置など福祉活動を進めていくための体制整備を図る。
I-1- (1) -②	多様な主体による地域福祉活動の推進と連携	自治会や地区社会福祉協議会、民児委員等多様な主体による地域福祉活動をするため、相互の連携強化を図る。
I-1- (1) -③	地域リーダーとなる人材の育成	地域活動リーダー（地域の話し合いの場をつくるコーディネーターなど）となる人材の育成を進め福祉活動の活性化を促進する。
I-1- (1) -④	分野間による連携	まちづくりや農業、防災、交通安全など、福祉以外の幅広い分野の取組と連携しながら、住民同士が支え合い、地域生活課題の解決に資する取組の促進を図る。
I-1- (1) -⑤	通いの場等を活用した交流孤立防止の取組	自治会などが運営する「ふれあい・いきいきサロン」や住民が主体的に介護予防などの活動を行なう「通いの場」等を活用した住民の交流・孤立化防止の取組の促進
I-1- (2) -①	多様な媒体等による啓発	ホームページや広報誌など多様な媒体や、各種行事等あらゆる機会を通じた啓発を行い、県民の福祉意識の醸成に努める。
I-1- (2) -②	社会的包摂についての啓発	ひきこもりや障害のある人など、社会的に配慮が必要な人々を地域全体で包み、支え合う、「社会的包摂」についての啓発に努める。
I-1- (2) -③	障害者への理解や配慮の実践（あいサポート運動）	県民運動として実施している「あいサポート運動」の更なる推進を図り、障害のある方への理解や配慮の実践を進める。
I-1- (2) -④	研修会等の開催による地域福祉活動に関する意識啓発	社協と連携し、地域住民を対象とした、セミナーや研修会等の開催を通じて、社会福祉活動に関する意識啓発に努める。
I-1- (2) -⑤	福祉教育の推進	教育委員会・学校と社協などの福祉関係団体との連携により、教育活動の様々な場面における福祉教育の充実を図る。
I-1- (2) -⑥	寄附文化の醸成	県共同募金会の「赤い羽根募金」等の普及啓発を進め、募金活動の活性化を促進するとともに、寄附に通じた社会貢献への理解と関心を深め、「寄附文化」の醸成を図る。
I-2- (1) -①	地域における日常的な地域福祉活動の充実	誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、県・市町・社協・関係団体・民児委員・住民等が一体となって高齢者や障害者、子ども等への見守りなど日常的な地域福祉活動の充実に取組む。
I-2- (1) -②	支え合いマップ等の活用	単身高齢者などの支援を必要とする方に対し、支え合いマップを活用したきめ細かな見守り活動などの取組を促進する。
I-2- (1) -③	見守りネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワークの充実を図ることにより、地域における重層的な見守り体制を強化する。また、こうした市町における重層的な見守り体制の充実を支援するため、全県域を統括する事業者と見守り活動に関する包括協定の締結の取組を拡大する。</li> <li>・認知症の方やその家族を身近な地域で見守り支援する「認知症サポーター」と連携した、見守り支援体制づくりを促進する。</li> <li>・地域ボランティア等と連携した子どもへの見守り活動を推進する。</li> </ul>
I-2- (1) -④	NPO等と連携した見守り・支え合い活動の充実	ひきこもりなど様々な社会的課題に取り組むNPO等の参画により、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動の充実を図る。
I-2- (2) -①	災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実	市町における避難行動要支援者一人ひとりの個別の避難計画作成等を促進するなど、災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実を図る。
I-2- (2) -②	地域における連携と情報共有	災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行なえるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進する。
I-2- (2) -③	福祉避難所の確保・充実	災害時における要配慮者の避難場所として、バリアフリー化など、必要な配慮がされた福祉避難所の確保・充実に努める。
I-2- (2) -④	広域的な支援体制の充実強化	大規模災害発生時に、被災した要配慮者が十分な支援を受けられるよう、関係福祉団体と、締結した「災害時における福祉支援に関する協定」に基づき、広域的な支援体制の一層の充実・強化を図る。
I-2- (2) -⑤	災害ボランティア活動への支援（充実）	行政や民間団体等が協働して設置する「災害ボランティア活動支援ネットワーク」において、平常時から大規模災害を想定した支援活動に関する情報交換等を行なうとともに、専門性を有するボランティアの派遣調整等を行なうことによる災害ボランティア活動の充実を図る。
II-1-①	各福祉分野の計画に沿った施策の実施及びサービスの充実	「やまぐち高齢者プラン」、「やまぐち障害者いきいきプラン」、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」など、各福祉分野の計画に沿った施策を着実に実施し、公的サービスの充実を図る。
II-1-②	共生型サービスの取組	高齢者と障害者・児に同一の事業所でサービスを提供する「共生型サービス」の取組等により、地域のニーズに応じたサービスの提供。
II-1-③	地域における福祉サービスの充実と体制の整備	地域住民のニーズに的確に対応できるよう、公的福祉サービス、社協、ボランティア、NPO、地域住民等による制度外サービスとを組み合わせ、地域における福祉サービスの充実を促進する。
II-1-④	事業者による質の高いサービスの提供	事業者によるサービスの質の評価とサービス内容の公開を促すとともに、第三者評価の利用促進を図り、質の高いサービスを提供できる体制を構築する。

II-1-⑤	苦情解決窓口の充実	施設等の苦情窓口や第三者委員の設置等、事業者による苦情処理体制の整備を促進するとともに、困難事例に対応するため、山口県社会福祉協議会に設置した福祉サービス運営適正化委員会の取組の充実を図り、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保に努める。
II-1-⑥	関係機関と連携した就労支援	ハローワーク、教育機関その他の関係機関と連携を図り、様々な事情により、就労に困難を抱える方の就労促進に向け、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行なう。
II-1-⑦	住居の確保等に係る支援	高齢者や障害者世帯等の公営住宅入居要件の緩和や、優先入居制度等について周知を図るとともに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会」等により、住宅の情報提供、家賃債務保証等の支援に努める。
II-1-⑧	多様な住まいの確保と居住環境の改善	福祉部局、住宅部局等が連携し、ニーズに応じた住まいの情報提供やバリアフリー改修などの住宅相談に対応するとともに、サービス付き高齢者向け住宅やケアハウスなど、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善の取組を促進する。
II-2- (1) -①	地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備	住民に身近な圏域において、地域の実情に応じ、社協、包括支援センターなどにより、地域住民の相談を包括的に受け止める体制整備を促進する。
II-2- (1) -②	関係機関と連携したアウトリーチ型の相談支援体制の充実	地域住民の潜在的なニーズを早期に把握し、適切なサービスへとつなぐため、相談支援機関と民生委員・児童委員の訪問活動等が連携したアウトリーチ型の相談支援体制の充実を図る。
II-2- (1) -③	関係機関相互の連携強化	地域住民が、多様なサービスをニーズに応じて適切に活用できるよう、行政機関、社協、包括センター障害者の相談支援所、地域子育て支援拠点、民児委員等の相互の連携を図る。
II-2- (2) -①	生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立に向け、相談に包括的・一元的に対応するとともに、複合的な課題に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を促進する。
II-2- (2) -②	「制度の狭間」にある課題解決に向けた取組み	ひきこもりや、ニート、ごみ屋敷、自殺、配偶者からの暴力など、複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組等を促進し、公的福祉サービスのみでは解決できない課題への対応の強化を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを促進する。
II-2- (3) -①	ワンストップ窓口の設置	複数の分野にわたる相談にワンストップで対応するなど、福祉相談支援機能の強化を図るため、県中部に分散配置されている県の福祉相談機関を統合し、総合的・一体的な相談支援体制を構築する。
II-2- (3) -②	福祉的支援が必要な人への社会復帰を支援	犯罪を犯した人等が地域において孤立することのないよう、地域生活定着支援センターにおける福祉サービス利用に向けた調整の実施等、福祉的支援が必要な人の円滑な社会復帰を支援する。
II-3- (1) -①	地域連携ネットワーク体制の構築	支援を必用とする意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助が実施できるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築及びその中核となる機関の整備を促進するとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づく市町計画の策定を促進する。
II-3- (1) -②	中核となる機関の整備	成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図ります。また、制度の利用が困難な方を支援するため、市町による後見開始の審判申立てを促進するとともに、社会福祉法人等による成年後見（法人後見）の取組や市町による市民後見の育成等の取組を支援する。
II-3- (2)	権利擁護の取組の充実	認知症や障害等により、判断能力が十分でない方に対し、「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭管理」などの支援を適切に行うため、権利擁護体制の充実を図る。
II-3- (3)	虐待防止体制の強化	高齢者、障害者や子ども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図る。
II-3- (4)	差別解消の取組の推進	障害等を理由とする差別の解消に向けて、国や市町、関係機関等と連携し、「障害者差別解消法」等への県民・事業者の理解を深める。
II-3- (5)	個人情報の保護	個人上情報の適切な取扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進する。
II-4-①	高齢者・障害者・子連れ等の方が利用しやすい公共施設情報の提供	「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者、子ども連れの方などが利用しやすい公共施設の情報を提供する。
II-4-②	やまぐち障害者等専用駐車場利用利用証制度の周知と理解	高齢者や障害者がある方、妊産婦などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場に適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知と理解を促進します。
II-4-③	「サポートマーク」・「ヘルプマーク」等の普及啓発	障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク」や妊娠初期の方等を含めて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に努める。
III-1-①	市民の参画意識の向上	多様な媒体を活用した広報や情報提供、各種行事等における啓発等を通じて、地域福祉活動への住民の参画意識の醸成を図る。
III-1-②	民生委員児童委員の研修及び周知（普及啓発）	複合化・多様化する福祉ニーズへの対応など、民児委員に対する研修の充実を図るとともに、民児委員への理解・協力を促進する普及啓発に努める。
III-1-③	福祉活動リーダーの育成	・ 県社協と連携し住民の地域福祉活動を育て、支える、コミュニティソーシャルワーク能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進める。地域福祉活動事例の情報提供等を通じて、市町の実践的な活動リーダーの育成を支援する。 ・ CSW能力を備えた人材育成、資質向上及び活動リーダーの育成
III-1-④	生活支援コーディネーターの養成	高齢者のニーズに応じ、生活支援コーディネーター（地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成を行なう）能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進める。

Ⅲ-1-⑤	シニアによる地域活動への支援	社会参加促進や地域づくり活動を率先するシニアグループや「おいでませシニア隊」の取組など、シニアが行なう様々な地域活動を支援する。
Ⅲ-1-⑥	地域福祉の担い手の支援	住民が、支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含めあらゆる住民が、自らの経験を活かし、地域福祉活動の担い手として参加する取組を促進する。
Ⅲ-2- (1) -①	福祉サービス提供者の育成	拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、関係機関・団体等と連携し、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の着実な養成に取組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図る。
Ⅲ-2- (2) -①	研修の実施（事業者への周知）	福祉・介護職場に就業した者が、高度化・多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、キャリアアップや従業者の職種・経験に応じた専門性向上に資する研修の充実を図る。
Ⅲ-3- (1) -①	市民によるボランティア活動への参加促進	社協、山口県民活動支援センター等と連携した情報発信など、意識啓発の取組を強化することにより、ボランティア活動への住民参加を促進する。
Ⅲ-3- (1) -①	市民によるボランティア活動への参加促進	情報発信など、意識啓発の取組を強化することにより、ボランティア活動への住民参加を促進する。
Ⅲ-3- (1) -②	ボランティアの養成及びリーダーの育成	ボランティアへの参加者の掘り起こしを促進し、活動を活性化させるため、研修会の開催等により活動リーダーの育成を図る。
Ⅲ-3- (1) -③	支援体制の強化	学校や家庭、地域においてボランティア活動や福祉体験などが積極的に進められるよう、体験活動の充実や地域ぐるみでの支援体制の強化を図る。
Ⅲ-3- (1) -④	当事者団体への支援	認知症やひきこもりなど課題を抱える方に当事者の視点に立ったよりきめ細やかな支援が展開できるよう家族会等の当事者団体の活動を支援する。
Ⅲ-3- (1) -⑤	コーディネーターの育成及びマッチング機能の強化	ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐコーディネーターの育成や「あいかさねっ」と（やまぐち社会貢献活動支援ネット）の活用等によりマッチング機能の強化を図る。
Ⅲ-3- (1) -⑥	NPO活動やボランティア活動への支援	やまぐち県民活動支援センターによる情報提供、相談・助言や山口きらめき財団による各種助成制度等により、NPO活動やボランティア活動など、県民の自主的・主体的な活動を支援する。
Ⅲ-3- (2) -①	社会福祉法人地域公益活動推進協議会の設置支援	社会福祉法人経営者協議会等と連携し、社会福祉法人による地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図る。
Ⅲ-3- (2) -②	小規模な社会福祉法人等の地域公益活動の促進	小規模な社会福祉法人等の地域公益活動の促進を図るため、複数の法人が連携して行う協働事業を支援する。
Ⅲ-3- (3) -①	地域における見守りネットワークへの生活関連事業者等の参加促進	地域における重層的なネットワークへの生活関連事業者等の参画を促進する。
Ⅲ-3- (3) -②	コミュニティビジネスなどへの取組に対する支援	地域の福祉課題の解決につながるコミュニティビジネスなどの取組を関係機関等と連携して支援する。